平成２８年（フ）第３７３号
茨城県水戸市渋井町652番地
債務者　橋爪　静子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３０号
名古屋市西区名西１丁目１番２号　グラン・コート名西702号
債務者　川野　千賀
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８４号
大阪市住之江区新北島５丁目２－23、住民票上の住所大阪市住之江区平林南２丁目４番59号（株）モード・フアム内
債務者　植岡　幸始
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜本　光浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９８号
札幌市厚別区厚別北３条５丁目30番７－201号
債務者　阿部　剛宜
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹間　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
釧路市文苑４丁目21番17号
債務者　鎌田　一恭
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２２号
岐阜県羽島市足近町２丁目228番地１
債務者　武山　　豊
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３９号
宮崎市高岡町浦之名4239番地16
債務者　武井　　隆
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３号
北海道網走市鱒浦５丁目２番６号
債務者　成田　忠雄
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河邊　雅浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８０７号
仙台市青葉区愛子東６丁目２番37号　アヴァンティ102
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
秋田市東通館ノ越７番13号
債務者　武田　和也
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３０号
福島市野田町字寺ノ内７番地の28
債務者　本間　美穂
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１４１９号
千葉市中央区大巌寺町89番地８　サンハイム201号
債務者　阿部　武夫
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３１号
千葉県船橋市馬込町804番地28　パールハイツ馬込沢201号
債務者　徳宮景子こと　辺　　吉江
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４号
千葉県市原市椎津1007番地　センチュリーヒルズ椎津Ｃ－143
債務者　稲垣あゆみ（旧姓外川）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目14番20号　幕張やわらぎ苑
債務者　谷川　満子
法定代理人成年後見人社会福祉法人千葉市社会福祉協議会　代表者理事　土屋　　稔
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３２号
新潟市中央区南万代町５－４　スバル南万代206号、住民票上の住所新潟市中央区並木町2401番地３
債務者　榎　　瑠
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
新潟地方裁判所民事部